

# 平成15年度低公害車関係予算・税等について

平成14年12月  
経済産業省

## 1. 予算

### (1) 普及促進

#### クリーンエネルギー自動車等導入促進対策（新エネルギー対策課）

（予算）平成15年度予算 15,433百万円  
（平成14年度予算 17,000百万円）

（計画）平成10年度～

（内容）電気自動車（ハイブリッド電気自動車を含む）や天然ガス自動車等のクリーンエネルギー自動車の普及を促進するため、クリーンエネルギー自動車を導入しようとする者に対し、同格の既存車との価格差の1/2以内を補助する。

また、天然ガス等の燃料等供給設備の設置費用の一部を補助する。

#### 地域新エネルギー導入促進対策（新エネルギー対策課）

（予算）平成15年度予算 12,710百万円の内数  
（平成14年度予算 12,702百万円の内数）

（計画）平成9年度～

（内容）クリーンエネルギー自動車を含む新エネルギー等の大規模・集中導入事業等地方公共団体の先進的な取組を支援するため、地方公共団体等に対し当該新エネルギーの導入等に必要な経費の一部を補助する。

#### 低公害石油ガス自動車普及基盤整備事業（石油流通課）

（予算）平成15年度 終了  
（平成14年度予算 9百万円）

（計画）平成7年度～平成14年度

（内容）ディーゼル代替LPガス自動車の普及に併せ、燃料供給の利便性等を踏まえた基盤整備を図る観点から、平成12年度までに既存のガソリンスタンドに併設された低公害LPガススタンドに必要な運営費等に対して補助を行う。

#### 省エネルギー型LPガス自動車転換促進事業（石油流通課）

（予算）平成15年度予算 194百万円  
（平成14年度予算 157百万円）

（計画）平成13～17年度

（内容）液化石油ガス（LPガス）の流通の合理化・効率化を目的として、ディーゼル自動車から省エネルギー型LPガス自動車に代替する者に対し、転換費用の1/2の補助を行う。

ディーゼル代替LPガス自動車普及基盤整備事業（石油流通課）

（予 算）平成15年度予算 169百万円

（平成14年度予算 161百万円）

（計 画）平成13年度～平成19年度

（内 容） オートガススタンドがない地域にディーゼル代替LPガス自動車用オートガススタンドを設置するための設備費及び運営費等に対して、1/2の補助を行う。

**（2）研究開発**

高効率クリーンエネルギー自動車開発（自動車課）

（予 算）平成15年度予算 958百万円

（平成14年度予算 1,084百万円）

（計 画）平成9～15年度

（内 容） DME（ジメチルエーテル）自動車、次世代ハイブリッド自動車、天然ガス自動車等既存のガソリン・軽油以外の燃料を用いた超低燃費、低公害の高効率クリーンエネルギー自動車の開発を行う。

固体高分子形燃料電池システム実証等研究（新エネルギー対策課）

（予 算）平成15年度予算 3,862百万円

（平成14年度予算 2,500百万円）

（計 画）平成14年度～平成16年度

（内 容） 環境性能、エネルギー総合効率等のデータや技術的課題など、開発・普及に必要となる基礎的情報を得るため、技術の進展を踏まえつつ、燃料供給ステーションの実証を含む燃料電池自動車の公道走行試験、定置用燃料電池コージェネレーションシステムの実使用条件下での運転試験等を行う。

固体高分子形燃料電池システム普及基盤整備事業（新エネルギー対策課）

（予 算）平成15年度予算 3,868百万円

（平成14年度予算 3,100百万円）

（計 画）平成12～16年度

（内 容） 固体高分子形燃料電池の実用化・普及段階において必要となる安全性・信頼性等の基準・標準などの普及基盤を整備することを目的として、評価試験を通じた各種データの収集、評価試験方法の確立、基準・標準案の提案等を行う。（ミレニアム・プロジェクト）

固体高分子形燃料電池システム技術開発（新エネルギー対策課）

（予 算）平成15年度予算 5,110百万円

（平成14年度予算 5,300百万円）

（計 画）平成12～16年度

（内 容） 自動車用、家庭・業務用等に利用される固体高分子形燃料電池の実用化・普及に向け、燃料電池を構成する各要素技術、素材技術等（膜、触媒、セパレータ等）の開発を行うとともに、システム化技術、量産化技術、低コスト化技術等の開発を行う。

燃料電池自動車等リチウム電池技術開発（新エネルギー対策課）

- （予 算）平成15年度予算 1,952百万円  
（平成14年度予算 1,000百万円）  
（計 画）平成14年度～平成18年度  
（内 容）燃料電池自動車等の電気系自動車について、効率等の更なる向上を実現するとともに、蓄電技術の用途拡大を促進するために、蓄電池の中で最も高いエネルギー効率を持つ高出力・長寿命リチウム電池の開発を実施する。

水素安全利用等基盤技術開発費補助金（新エネルギー対策課）

- （予 算）平成15年度予算 4,548百万円（新規）  
（計 画）平成15年度～19年度  
（内 容）燃料電池の初期段階の普及を睨み、安全かつ低コストな水素の製造・利用に係る技術を確立するため、水素の安全性の検証に必要なデータの取得等安全技術の確立、及び水素燃料インフラに必要な圧縮機等の関連機器の開発を行う。

高効率LPガスエンジンの開発（石油流通課）

- （予 算）平成15年度 終了  
（平成14年度予算 180百万円）  
（計 画）昭和62～平成14年度  
（内 容）LPガス液直接筒内噴射方式による既存ディーゼルエンジン同等の熱効率、低排ガスな高効率LPガスエンジンの開発を行う。

高効率・超低公害天然ガス自動車実用化開発（電力ガス政策課）

- （予 算）平成15年度予算 195百万円  
（平成14年度予算 170百万円）  
（計 画）平成13～15年度  
（内 容）運輸部門における石油代替エネルギー導入及び環境負荷低減の観点から、ディーゼル貨物自動車の天然ガス自動車への転換を促進すべく、高効率と低公害性を同時に達成することが可能な天然ガス自動車を開発し、実用化を図る。

自動車排出ガス対策の促進（石油精製備蓄課）

- （予 算）平成15年度予算 3,086百万円（共同研究：2/3補助）  
うち 471百万円（モデル構築：1/1補助）  
平成14年度予算 2,900百万円（共同研究：2/3補助）  
うち 400百万円（モデル構築：1/1補助）  
（計 画）平成14年度～18年度  
（内 容）自動車業界及び石油業界が推進している排出ガス改善のための自動車技術及び燃料品質に関する共同研究に対して補助を行う。併せて、大気環境改善効果を高精度で予測するモデルを構築する。  
（本事業は、平成8年度～13年度に実施したJCAP (Japan Clean Air Program)の後継事業に当たるもの。）

ジメチルエーテル（DME）直接合成技術の開発（環境負荷低減型燃料転換技術開発）  
（石炭課）

（予 算）平成15年度予算 3,135百万円  
（平成14年度予算 1,815百万円）

（計 画）平成14～18年度

（内 容）天然ガスや石炭、重質油をガス化した合成ガス等からDMEを直接合成することにより、安価で高効率な製造技術を確立する。

重油残油クリーン燃料転換プロセス技術開発（石油精製備蓄課）

（予 算）平成15年度要求 257百万円  
（平成14年度予算 463百万円）

（計 画）平成13～18年度

（内 容）アスファルト等を効率的に、硫黄分を含まない等高品質で付加価値の高い液状燃料に転換する技術の研究開発を行う。

石油精製汚染物資低減等技術開発（石油精製備蓄課）

（予 算）平成15年度要求 744百万円  
（平成14年度予算 800百万円）

（計 画）平成11～15年度

（内 容）自動車排出ガスに含まれる窒素酸化物等の大気汚染物質の低減に必要とされる自動車燃料の品質改善を図るため、石油製品に含まれる環境汚染物質低減化技術等の開発を行う。

## 2. 税制

### (1) CO<sub>2</sub>、排出ガス対策

#### 低燃費車に係る自動車取得税の軽減措置

・省エネ法に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車で、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能が良い自動車について、30万円を価格から控除する課税標準の特例措置を実施。

（措置期間）平成15年4月1日～平成16年3月31日

#### 自動車税のグリーン化税制

・排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする措置を実施。

（措置期間）平成15年4月1日～平成16年3月31日

（軽減対象）50%軽減

電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車、  
メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス車（LPG車を含む）

（重課対象）10%重課

新車新規登録から11年を経過しているディーゼル車

新車新規登録から13年を経過しているガソリン車・LPG車

#### 電気自動車等に係る自動車取得税の特例措置

（措置期間）平成15年4月1日～平成17年3月31日

（軽減対象）

電気自動車（燃料電池自動車を含む）、天然ガス自動車、メタノール自動車、  
ハイブリッド自動車（トラック・バス） 2.7%軽減  
ハイブリッド乗用車 2.2%軽減

#### 電気自動車等の燃料供給設備に係る課税標準の特例措置

・充電設備、天然ガス充填設備、水素供給設備に係る固定資産税、特別土地保有税の特例措置を実施。

（措置期間）平成15年4月1日～平成17年3月31日

（特例措置）固定資産税：最初3年間2/3、特別土地保有税：非課税（課税停止）

### (2) ディーゼル車対策

#### 低PM車に係る自動車取得税の特例措置

・超低PMディーゼル車認定制度に基づき、排出ガス粒子状物質の排出量が平成15年排出ガス規制を約75%以上低減するレベルとして認定された車両総重量3.5トンを超え軽油を燃料とする自動車に係る自動車取得税の特例措置（1.5%軽減）を実施。

（措置期間）平成15年4月1日～平成17年3月31日

### **最新排出ガス規制車に係る自動車取得税の特例措置**

- ・最新排出ガス規制適合車の早期取得に係る自動車取得税の特例措置を実施。  
(平成16年規制適合車)

H15. 4. 1 ~ H16. 9. 30の間に取得する場合 1.0%軽減

### **自動車NOx・PM法に係る軽減措置**

- ・自動車NOx・PM法の対策地域内において、排出基準非適合車を廃車し、最新規制適合車に代替した場合の特例措置の軽減対象に、平成15年、平成16年規制適合車を追加する。

## **(3) その他**

### **自動車取得税の免税点(50万円以下)に係る特例措置を5年間延長**

#### **再商品化設備等の特別償却制度の拡充**

- ・再商品化設備等(リサイクル設備)を設置する場合に最大23%の特別償却を認める制度の対象に、自動車破碎残さ再資源化施設を追加

#### **自動車破碎残さ再資源化施設に対する事業所税の課税標準の特例措置の創設**

- ・自動車製造業者等が設置する施設については資産割1/4軽減、自動車製造業者等の委託を受けて再資源化を行なう事業者については、資産割1/4軽減に加えて従業員割1/2軽減。新增設割は非課税(廃止)

#### **自動車部品再利用製品製造施設に対する事業所税の課税標準の特例措置の創設**

- ・新增設割は非課税(廃止)

## 3. 金融支援

### (1) 日本政策投資銀行

使用車種規制適合車取得事業（自動車NOx・PM法関係）

- ・自動車NOx・PM法第12条に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しない自動車の削減に資する排出基準適合車を取得する事業者、又はこれを取得しリースする事業者。

金利：政策金利、融資比率：40%（対策地域内）

金利：政策金利、融資比率：40%（全国）

低公害車取得事業

- ・電気自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車（これらの自動車に必要な燃料供給設備を含む）及び省エネ法に基づく燃費基準（トップランナー基準）早期達成車かつ低排出ガス認定車を取得する事業者。

金利：政策金利、融資比率：40%（全国）

低PM車取得事業【新規】

- ・超低PMディーゼル車認定制度に基づき、排出ガス粒子状物質の排出量が平成15年排出ガス規制を約75%以上低減するレベルとして認定された、車両総重量3.5トンを超え軽油を燃料とする自動車を取得する事業者、又はこれを取得しリースする事業者。

金利：政策金利、融資比率：40%（全国）

### (2) 中小企業金融公庫

自動車NOx・PM法

- ・自動車NOx・PM法第12条に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しない自動車を代替し、排出基準適合車を取得する中小企業者又はこれを取得しリースする中小企業者。

4億円を超える貸付の場合 金利：基準金利

4億円を限度 金利：特別利率（対策地域内）

4億円を限度 金利：特別利率（全国）

低PM車【新規】

- ・超低PMディーゼル車認定制度に基づき、排出ガス粒子状物質の排出量が平成15年排出ガス規制を約75%以上低減するレベルとして認定された、車両総重量3.5トンを超え軽油を燃料とする自動車を取得する中小企業者、又はこれを取得しリースする中小企業者。

4億円を限度 金利：特別利率（全国）

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車）

- ・低公害車を取得する運送業、リース業の中小企業者。

金利：特別利率（全国）

### （３）国民生活金融公庫

自動車NOx・PM法

- ・自動車NOx・PM法第12条に規定する窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準に適合しない自動車を代替し、排出基準適合車を取得する中小企業者又はこれを取得しリースする中小企業者。

金利：特別利率（対策地域内）

金利：特別利率（全国）

低PM車【新規】

- ・超低PMディーゼル車認定制度に基づき、排出ガス粒子状物質の排出量が平成15年排出ガス規制を約75%以上低減するレベルとして認定された、車両総重量3.5トンを超え軽油を燃料とする自動車を取得する中小企業者、又はこれを取得しリースする中小企業者。

金利：特別利率（全国）

低公害車（電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車）

- ・低公害車を取得する運送業、リース業の中小企業者。

金利：特別利率（全国）